

# 特定非営利活動法人 P O P O L O 倫理規程

## (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 P O P O L O (以下「当法人」という。) の役職員による厳正な倫理に則った職務の遂行に資するために必要な事項を定めることにより、当法人の公正かつ適正な事業活動の確保を目的とする。

## (組織の使命及び社会的責任)

第2条 当法人は、当法人の設立目的に従い、貧困問題を自分ごととして捉え、自立生活支援を行い、貧困問題、労働問題解消に寄与するという公益目的事業の責務を負っていることを認識し、その事業運営に当たるものとする。

## (社会的信用の維持)

第3条 当法人の役職員は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

## (基本的人権の尊重)

第4条 当法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為をしてはならない。

## (法令等の遵守)

第5条 当法人は、関連法令及び当法人の定款、各規程・内規等を厳格に遵守し、社会的規範に背くことなく、適正に事業を運営するものとする。

## (私的利息の禁止)

第6条 当法人の役職員は、公益目的事業に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

## (利益相反及び特別な利益供与の防止)

第7条 当法人は、役職員が職務の執行に際して当法人との利益相反が生じる可能性がある場合には、直ちにその事実を開示させてその内容を確認し、法令、当法人の定款及び他の規程・内規等に従って取り扱うものとする。

2 当法人は、法令に従い役職員をはじめ特定の個人又は団体に対して特別な利益を供与してはならない。

## (情報開示及び説明責任)

第8条 当法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、寄付者、賛助会員等をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第9条 当法人の役職員は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研 鑽)

第 10 条 当法人の役職員は、事業活動推進の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならぬ。

(規定遵守の確保)

第 11 条 当法人は、コンプライアンス委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(改 廃)

第 12 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。